

生成 AI の利用に関するガイドライン（暫定版）

最近、私たちの生活や社会の中で、生成 AI（AI が文章や画像を自動で作る技術）の利用がどんどん広がっています。この技術は非常に便利で、社会のあり方を大きく変える力を持っています。これからの社会では、この技術と共に暮らしていく準備をすることが必要です。

しかし、生成 AI を使うときには注意すべきこともたくさんあります。うまく使えば学びの手助けになる反面、使い方によっては法律違反になったり、個人情報が出たりする危険もあります。

本校では、生成 AI を適切に活用できるよう、暫定的なルール（ガイドライン）を定め、学校のホームページで公開します。このルールは、生成 AI の技術の進化に合わせて見直しを行う予定です。

基本的な方針

授業や学習の中で、生成 AI を完全に禁止することはしません。

生成 AI はこれからの社会で広く使われ、生活の一部になっていくと考えられています。この技術を上手に使うことができれば、学びをさらに深めることが期待できます。

本校では、生徒や教職員が生成 AI を正しく使う力を身につけ、学習や教育の場で適切に活用できるようにすることを目指します。

生成 AI を使うときの注意

生成 AI はとても便利な技術ですが、誤った使い方をすると問題が発生する可能性があります。次の点に注意してください。

1. 生成 AI の情報は必ず正しいとは限らない

生成 AI が作った内容は、過去にインターネット上にあった情報を元にして作られています。そのため、内容が正しいとは限りません。間違いが含まれていることもあります。

2. 著作権やルールを守る

生成 AI の作った文章や画像には、著作権がある場合があります。そのまま使うと著作権侵害や盗作、剽窃^{ひょうせつ}になることがあります。

3. 個人情報を入力しない

生成 AI に入力した情報が AI のシステムに記録され、他の人に利用される可能性があります。個人情報やプライバシーに関する内容を入力しないでください。

守るべき具体的なルール

1. 保護者の同意を得ること

学校の教育活動（授業や課題など）において、教員の指導のもとで生成 AI を利用する場合、都度、個別に保護者の同意を得ることなく活用できるものとします。ただし、学校外で自主的に利用する場合は、各家庭の判断のもと、利用規約や年齢制限を守ってください。

（例：ChatGPT は 18 歳未満の場合、個人での利用には保護者の同意が必要です。）

2. 個人情報を入力しないこと

氏名、住所、電話番号などの個人情報を絶対に入力しないでください。

3. 生成物を勝手に外部に出さないこと

生成 AI で作った文章や画像をインターネットや外部のコンテストなどに出すと、著作権を侵害する可能性があります。

4. 自分の成果物として提出しないこと

生成 AI が作ったものを、自分が作ったように見せかけることは、不正行為に当たります。学びのために正しく使うことが大切です。

※剽窃…他人の著作から、部分的に文章、語句、筋、思想などを盗み、自作の中に自分のものとして用いること。

学習で生成 AI を使うときの留意点

学校での学習は、一人ひとりが主体的に考え、学ぶことが大切です。生成 AI を上手に使える、学ぶきっかけをつかんだり、効率よく情報を集めたりすることができます。ただし、次の点に注意して使いましょう。

1. 目的を考えて使うこと

学ぶ目的を達成するために、効果的な使い方を心がけましょう。

2. 情報をうのみにしないこと

生成 AI が出した情報が正しいかどうかをよく確認し、自分で考える力を大切にしてください。

3. 出典を必ず明記すること

宿題や課題に生成 AI を使った場合は、参考にした内容や出典を必ず書きましょう。そのまま書き写すことは禁止です。もしルール違反があった場合、成績評価で厳しい対応をされる可能性があります。

生成 AI 利用の出典記載方法については、まだルールが確立されたとはいえない状態ですが、生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載するとともに、生成 AI をどのように使用したか、どのようなプロンプトを用いたのかを明らかにし、また、生成 AI の回答文をかぎかっこなどで囲んで、自分の言葉や他の著作等からの引用とはっきりと区別できるようにしましょう。

4. 授業のルールに従うこと

授業によっては生成 AI の利用が禁止されたり、制限されたりする場合があります。その場合は、教員の指示に従ってください。

このガイドラインは、文部科学省の「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」（令和 6 年 12 月 26 日 Ver2.0）を参考に作成されています。また、ガイドラインに書かれていないことについては、法律や公的機関のルールに従って運用します。

令和 7 年 2 月 17 日
鶴見大学附属中学校・高等学校
ICT 教育推進委員会